物件移転補償契約書

	金				円													
必	要な土	具が施行 亡地に存 下記条	する物	物件の	移転に	関し、	所有	育者.										
							言	2										
	1条 下「物 を有し	コの甲は、1件ない頭は、と物書	別表に いう。 件に~)を移ついて	転するは、こ	もの。	とす。	る。	ただい。									
	2条 甲は	ニの移転 甲は、 は、物件 に「借家	の全部	<u></u> 年 『又は	一部を	賃借り	して	こい	る者	又は	物化	まに	配作	禺者	居信	主権		

(補償金の支払)

ものとする。

- 第3条 甲は、前条第1項の規定による物件の移転が完了したときに、頭書の金額を乙に請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から 30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(物件の譲渡等の禁止)

- **第4条** 甲は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為でこの同意を得たものについては、この限りではない。
 - 一 物件を第三者に譲渡すること。
 - 二 物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
 - 三 土地に物件を設置すること。
- 2 甲が、前項の規定に違反して乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき損失補 償金から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

- 第5条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 甲が前条第1項に違反したとき。
 - 二 物件に借家人等がいる場合において、第2条第1項に規定する期限までに借家人 等と乙との間に補償契約が成立しないとき。

(違約金)

第6条 甲は、物件の移転が第2条第1項に規定する期限後となったときは、遅滞日数 に応じ、頭書の金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を違約金として 乙に支払わなければならない。ただし、違約金額が100円に満たないときは、この限り ではない。

(損害賠償)

第7条 甲は、自らの債務不履行により、乙に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

(残留物件の処理)

第8条 第2条第1項に規定する期限後において、土地に物件が存するときは、乙は、 甲に代わって、当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は 甲の負担とする。

(公租公課の負担)

第9条 甲が物件を所有していたことにより課せられる公租公課は、甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第10条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申立てがあった ときは、甲は責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

第11条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、 乙協議して定めるものとする。

								す、 乙 する。	(法)	人に	つい	ては	記名
		 年	 _月 _	 3									
				甲	住	所_							
					氏	名_							<u>即</u>
				乙	住	所_							
				_									